令和5(2023)年1月30日理事会制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本量子医科学会(以下「この法人」という。)の定款(以下「定款」という。)第21条第2項の規定に基づき、代議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 代議員とは、定款第6条に定める正会員であってこの規則に基づき選出された者で、正会員を代表してこの法人の社員として社員総会で議決を行う者をいう。

(選出方法)

- 第3条 代議員は、正会員の中から選挙により選出する。
- 2 選挙は原則として立候補制とする。

(代議員の定数)

- 第4条 この法人の代議員の定数は、正会員12人の中から1人以上の割合をもって選出 される人数とし、端数については1人として計算する。
- 2 正会員数が300人未満の場合、定数の上限は25名とする。

(代議員の任期)

第5条 代議員の任期は、定款第21条第5項の規定により選任の2年後に実施される代議 員選挙終了の時までとする。

(代議員の資格)

- 第6条 代議員たる正会員が正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。 (選挙の時期)
- 第7条 この法人の代議員の選挙は、選挙を実施する年の4月末日までに次期代議員の選挙を行わなければならない。

(選挙人の資格)

第8条 選挙人は、代議員を選出する日において、正会員でなければならない。 (被選挙人の資格)

第9条 被選挙人は、代議員を選出する日において、正会員でなければならない。 第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

- 第10条 理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、この法人に選挙管理 委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、代議員選挙の公示の前に組織し、代議員選挙業務の終了後に解散する。
- 3 委員会の委員(以下「委員」という。)は10人以内とし、理事会において正会員の 中から選出のうえ、理事長が委嘱する。

- 4 委員は、代議員には立候補できないものとする。
- 5 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選によるものとする。
- 6 理事長は、委員が確定次第、委員名簿をこの法人のホームページにより公表しなけれ ばならない。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、前条第3項の規定により選出された日から選挙結果を発表し、 委員会の解散の日までとする。

(委員会の業務)

- 第12条 委員会の業務は、次のとおりとする。
  - 一 第14条に定める公示内容の確定
  - 二 正会員への代議員選挙の周知
  - 三 代議員候補者の確定
  - 四 1名の正会員が投票できる立候補者の人数の決定
  - 五 当選者の確定
  - 六 その他代議員選挙に関し必要な事項 第3章 代議員の選出

(代議員選挙の公示)

第13条 委員会は、代議員の任期満了となる日の3か月前までに、代議員立候補受付の ための公示をこの法人のホームページにより行わなければならない。

(公示内容)

- 第14条 前条の公示内容は、次に掲げる事項とする。
  - 一 代議員の定数
  - 二 代議員の任期
  - 三 代議員立候補受付期間
  - 四 投票期間
  - 五 開票日
  - 六 その他必要な事項

(立候補受付期間)

- 第15条 委員会は、10日以上1か月未満の範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。 (応募手続)
- 第16条 代議員に立候補しようとする正会員は、前条に定める立候補受付期間内に次に 掲げる書類を委員会に提出しなければならない。
  - 一 略歴書(氏名・所属・分野を明記したもの)
  - 2 前項の届出は、立候補受付期間内に委員会に必着することを要する。

(立候補者名簿の公表)

第17条 委員会は、前条第1項の規定により立候補者が提出した書類に基づき、立候補

者名簿を作成し、次の各号について正会員に、公表しなければならない。

- 一 氏名
- 二 所属
- 三 分野
- 四 略歴

(選挙方法)

- 第18条 代議員の選挙は、郵便投票又はインターネットによる電子投票(この法人のホームページへのアクセスによる投票)により行うものとする。
- 2 選挙管理委員会は、1名の正会員が投票できる立候補者の人数を複数名とすることができる。

(当選)

- 第19条 得票数の多い順に当選とする。得票数が同数の場合には会員歴の長い順とする。
- 2 立候補者数が定数以下の場合、選挙管理委員会は、審議により選挙は行わずに立候補 者が当選したものとすることができる。

(追加公募)

- 第20条 委員会は、立候補者数が定数以上、又は、20名以上を満たすまで、立候補者 の追加公募を行う。追加公募の公示内容は第14条に準ずる。
- 2 当選者と追加立候補者を合わせた人数が定数以下の場合、選挙管理委員会は、審議により選挙は行わずに追加立候補者が当選したものとすることができる。
- 3 当選者と追加立候補者を合わせた人数が定数を超えた場合、選挙管理委員会は、追加 立候補者の再選挙を行う。追加立候補者の応募手続、名簿の公表、選挙方法、当選は 各々第16条、第17条、第18条、第19条に準ずる。

(選挙結果の報告)

- 第21条 委員会は、代議員の選挙が終了したときは、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 2 理事長は、前項の報告を受けたときは、その結果をこの法人のホームページにより会員に通知しなければならない。

第4章 補則

(改廃)

第21条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。